

令和3年10月6日

渡辺(ひ)委員

私が初めに質問したいのは、さがみロボット産業特区の取組についてです。先ほど御報告や質疑が様々ありましたが、生活支援ロボットの普及促進について、先行会派の質疑にかぶらない形で何点か質問をしていきたいと思います。

それで、本委員会の議論の中でもありましたが、例えば、実装を普及していくために県が補助金を出して取り組んでいるという御説明がありました。要はこのロボットが実用化されても、なかなか高額なのですね。それで、県もこういう補助制度で少しでもそれが普及するようにしているのだと思うのですね。ただし、例えば施設等であれば、補助金があれば多少、導入についての促進が図れるのかと思いますが、本当に生活支援ロボット、特に介護支援ロボットを必要としている個人の方々にとっては、仮にこの補助金があったとしても非常にその負担が重たい、そういう意味からすると、その辺りの取組を少し進めなくてはならない。

その点では、一つの視点として、介護保険制度の適用になるロボットの普及を図っていく取組を促進していくことは大事だと思うのですね。例えば、ロボットを介護にという取組が進んで、それが2012年、もうかなり前になりますが、4月から介護保険がロボットにも適用になったという中で、介護保険適用の第1号のロボットが、寝たきりの方の排せつを支援するケアロボット、介護ロボットですね。今まで24時間、排せつ支援を家族がしなくてはいけない、そこにロボットを活用すると。このロボットの名前がマインレット爽っていう大和ハウスが開発したロボットですが、ボックス型で、そのロボットを活用して、おむつをつけて、ホースをつけると、夜、自動的に排せつをしてくれて、家庭や家族の方々の負担も軽減されると、こういうロボットが介護保険適用の第1号です。これはかなり普及が進んでいます。

もし毎月リースで借りれば、その10分の1の負担で借りられるということで、介護補助に使えば、負担もかなり軽減されて促進が図れますよね。こういう取組が重要だと思うので、こういう視点も含めて何点か質問したいと思います。当局でもロボット導入経費の助成に取り組んでいるという説明があり、導入支援事業で対象としているロボットは、先ほど来、今後ますます増えてくるという話がありました。その中で介護保険適用になっているものはあるのかどうか伺います。

産業振興課長

現時点で、県の導入補助の対象になっているロボットは25件です。そのうち、先ほど委員からお話がありましたが、実際に個人の方、要介護者が購入することができるのはTOTO(株)が開発した居室設置型移動式水洗トイレ1件のみとなっています。ちなみに、開発はTOTOですが、委員が先ほどおっしゃったとおり、大和ハウスがマインレット爽という名前で販売をしています。

渡辺(ひ)委員

その辺りがやはり課題だと思うのですよ。当然、当局の立場としては、県内

の経済活性化、それに対するロボットの活用、それから普及の支援があると思うのですね。ただ、もう少し広く県の行政を考えれば、普及促進を図るという視点と併せて、せめてそれを利用する方々が利用しやすい環境を整備する視点も必要だと思います。せっかく着々といろいろなロボットが実用化されている中で、介護保険適用が今のところ1件だということについては、少し課題があるのかなと思うのですね。

であるならば、これは県の役割だと思います。国との連携も当然出てくるので、介護保険適用になるように、開発したロボットを国に対して様々特区、さらには規制緩和に取り組んでいく必要が県としてあると思うのですが、どんな取組をされたのか、またその結果どうなっているのか、併せて御答弁願えますか。

産業振興課長

ロボットを介護保険の適用にするためには、国に介護保険の適用であると告示の中に含めてもらう必要があります。この場合はロボット1機種1機種ごとではなくて、あくまで種目、給付の対象種目として追加してもらうことが必要になります。

これまでは、特区では計6件のロボットについて、それぞれ介護保険の適用を申請していましたが、適用が実現したロボットはありません。6件いずれも、先ほど答弁したとおり、介護保険の給付対象種目に合致していなかったのも、まず県とメーカーと協力し、対象種目に追加してほしい旨の調査票を作って国にアピールをして、ロボットの有効性等をお伝えしたところでした。

しかしながら、残念ながら、国の検討会での検討の結果、対象種目の追加には至っていないというのが実態です。

渡辺(ひ)委員

それは、粘り強く、しっかりと訴えてほしいと思うのですね。我々は県議会議員ですが、我々も当然、国会のほうにもしっかりと連携を図って、推進方を協力させていただきたいと思っています。

ただ、今の御答弁を聞いていると、私も少し国の取組も不可解だなという気がするのですよ。例えば、国のほうで、厚生労働省が出している資料があるわけですよ。この資料には、2020年の介護ロボットの導入事例みたいなことが入っています。そうすると、そこには県が認定しているようなロボットも幾つか入っていたり、またそれに類似したロボットが導入事例として紹介されているのです。導入事例で紹介しておきながら、実際は介護保険適用されていないという矛盾があるわけです。

そういう意味では、先ほどパワーアシストの話もありましたが、当然、使い方によっては介護ではない分野でも使える部分もありますが、そういうことではなくて、今言ったように、本当に介護の方々が使う場面においては、やはり介護保険が適用できるように、今後ともしっかりと働きかけていくべきだと思います。再度、その辺りの今後の決意も含めて御答弁願えますか。

産業振興課長

さがみロボット産業特区は、確かに産業労働局で所管している特区ですが、この特区の目標は、生活支援ロボットの普及と実用化を通じた県民生活の安

全・安心の実現です。まず、経済はその布石ということですが。

そういった観点でありますと、先ほど委員がおっしゃったとおり、介護保険の適用は福祉の向上、そして産業振興に、当然大きなメリットがあるかと考えています。これまで介護保険適用の国への提案というのは、介護保険者である市町村しかできなかったことがありました。といったところを、特区からもっと適用してほしいという提案も受け付けていただけるという規制緩和も今、実現しています。あわせて、従来、3年に1回しかそういった声を上げる機会なかったのですが、提案の機会を随時受け付けるという規制緩和もいただいています。

特区を通じて県民の方々の福祉を少しでも向上させるために、今後も引き続き規制緩和を活用しながら、ロボット開発企業とともに、国に働きかけてまいりたいと考えています。

渡辺(ひ)委員

その辺りだと思うのですね。この特区の取組が今、2期に入っていて、先ほど来、先行会派の質疑でもその後どうしていくのかという話があったと思います。その取組をどうするのかというのは、期間的な問題等、新たな期間を設けるといった話とは別に、今言われたようなことについてはやはり引き続き地道に行っていくべきだと思うのですね。

ロボットの開発について言っても、例えばある程度もう大きな企業というか、資本力のある企業などは、それなりに国に働きかけるということもできるかもしれませんが、ともすれば中小に近いような企業が開発しているロボットもたくさんあるわけですよ。例えば、一部介護保険適用になっているか知りませんが、見守り系のロボット、要は設置系のセンサー型のロボットは幾つものメーカーが開発しているわけですよ。そうすると、あるメーカーが適用になってもあるメーカーが適用にならないなんていうことも十分あり得るので、その辺りの調整は県の役割だと思いますし、特に神奈川の特区の中で取り組んでいただいている企業に対しては、そのサポートを公平にしっかり行うべきだと思います。地道な取組になると思いますが、どうもその辺りが落としどころだと思います。そうしないと、実際は実装した、実用化したけれども普及しないという話になれば、やはり意味がないので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。それで、なおかつ普及すれば、当然そのことによってコストも軽減されることにもなりますので、ぜひその辺りも視点に入れて取組をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、頂いた資料の中の第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略評価報告書に基づいて質問をしたいと思います。この中の49ページ、50ページに、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるという基本目標3というのがあります。こちらについて何点か質問をさせていただきたいと思います。

当然、今、国のほうでもしっかり子育て支援や教育費の負担軽減など、国がやるべきことについてはそれなりに少しずつ前に進んでいるという状況だと思います。これについては県だけではなくて、国を挙げてしっかり取り組むべきだと思いますし、その一翼を県が担って、さらに具体的に県として何をしていくのかという取組なのだと思います。

そんな中で何点か質問をしたいと思うのですが、まずに、50 ページの資料に様々な数値目標と 2020 年度の実績値という表が載っています。これについて少し確認をしたいのですが、初めに、一番左上に載っている希望出生率の実現という取組があります。この表で少し気になる点があるのですが、この表を見ると、18 年、19 年、20 年の数字が 1.33、1.28、1.25 と少しずつ下がってきています。この数字は合計特殊出生率の実績の数字だと思います。

それに対して、2024 年の目指す数字というのが 1.42 という数字になっています。この数字は何の数字かという、特殊出生率ではなくて希望出生率で、タイトルにも希望出生率の実現という表現になっているわけです。この数値を希望出生率にしている理由を確認したいと思います。

地域政策課長

この総合戦略全体について、人口減少に歯止めをかけて長期的に人口を維持していくためには、合計特殊出生率を、将来にわたり人口を減少しないとされる水準 2.07 まで引き上げることが必要で、それによって人口が安定するということがあります。

しかしながら、結婚や出産はあくまでも個人の自由な決定に基づくものであり、個々人の決定を強制するようなことはあってはならないものであると考えています。

そうした中で、先ほど委員からお話がありましたとおり、国では、結婚・出産・子育てに関するこういう国民の希望を実現することに、全力を挙げて取り組むべきであると考えています。

そこで、この希望出生率は、つまり子供を何人つくりたいという希望がかなうとした場合の数字ということになっています。この希望出生率は、実は全国でいいますと 1.8 であります。神奈川県において、国と同じ形で調査したときに、それが 1.42 という数字でした。

そこで、最終的には 2.07 を目指すにしても、最初のゴール、その前の段階として、県民の皆さんが希望している出生率としての希望出生率である 1.42 を目指して、県として様々な取組を進めていこうということで、1.42 を目標値として掲げています。

渡辺(ひ)委員

この数字を活用した理由は、今の御答弁である程度理解をするわけです。しかしながら、御答弁にあった 2.07 と 1.42 のこの大きな数字の乖離については、やはりなかなか理解しづらいなという気がします。

ともすれば、この希望出生率は全国平均が 1.8 に対して神奈川 1.42 だということになると、この計画の改定のタイミングによっては、希望出生率の目標が逆に下がるということだって十分あり得るわけですね。そういう意味からすると、この 1.42 を仮置きするのは理解をするにしても、この希望出生率をもし使うのであれば、希望出生率を上げていく取組を具体的に行っていないといけません。全国の 1.8 と神奈川県の 1.42 はどうして差があるのだろうか、それに対して県としてどういう取組をすればいいのだろうかということをしつかり踏まえて、当然、踏まえているのだと思いますけども、この数字を目標にしたことについては、私個人としては少し納得しかねるというか、これで本当にい

いのかなと思います。その辺りも踏まえた今後の取組をぜひよろしくお願いしたいと思います。

実際は具体的な取組が必要なので、この数字の何が置いてあるかどうかということよりも、そちらのほうが大事だと思います。それも十分踏まえて、今後ともしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

次に、今、出生率の話をしました。それ以前に、日本全体の問題として少子化問題があるわけですね。そのために、少子化問題を解決するために、先ほど言った子育てや教育支援等、様々なことを国や県で行っているわけで、その入り口になるのは、当然、希望、自由ですが、要は結婚ですね。

時間がないので、最後に、この結婚支援について質問します。結婚支援について、先日、テレビでも一部報道されていましたが、神奈川県の実績は、資料を見ると、結婚に向けた機運の醸成という取組になっているんですね。醸成って表現が非常に、私はこれでいいのかと半分思うわけですね。

どういうことかという、そのテレビは埼玉県の結婚支援センターの実績を紹介していました。県がしっかり法的に認めた支援センターをつくって、当然、こういう支援機関は民間にもあるわけですが、民間の支援センターを使うと、相談するとすごく高額になりますよね。それを安価で、数千円で2年間しっかり保障してくれて、さらに県がしっかりその登録する方の独身証明を出したり、あと所得を捕捉したりしながらしっかり案内をしていくと。さらには、最後は相性の問題にAIを活用して、あなたにはこういう方々が合うのではないですかみたいな紹介までしてくれるという取組も埼玉県で行っているのです。こういう結婚支援センターの実績について、全国の設置状況は、埼玉県以外で分かるものがありますか。

青少年課長

昨年12月に国が確認したところ、全国の都道府県で結婚支援センターを設置しているのは34の道府県で、このうち、委員から御紹介のあったマッチングシステムを整備しているのは27件で、さらにその27件のうちAIを活用しているのは19件という状況です。

渡辺(ひ)委員

神奈川県で行った恋カナ！サイトは、これはこれで私は評価するわけです。この取組が悪いとは言っていない。しっかり行政が関与して、安心なサイトを開設する、さらにはしっかりした取組をしているイベントを紹介する、これはこれで安心感もあって非常に重要だなと思うのです。

しかしながら、今、私が言ったような取組も含めた、もう少し総合的に、要は取組を拡充すべきではないかなと思います。行政が行うと非常に安心感もあるし、ともすれば今、世の中にはマッチングサイトや出会い系サイトなど、訳の分からないサイトがたくさんあって、そこで犯罪も生まれるわけですね。そういうことに対して、行政あたりがしっかりした結婚支援センター等を設置するという事は非常に安心なので、県が今まで行ってきた恋カナ！サイトと併せて、さらなるそういう取組を拡充すべきと思いますが、最後、御答弁願いたいと思います。

青少年課長

結婚支援センターを都道府県で設置した場合、委員がおっしゃるように、安心感や経費的なメリットが多くあります。先ほど御答弁しました道府県の多くが、国の交付金を活用しているのですが、この国の交付金が3年経過するとなくなってしまう、それ以降は自走していくということが交付の条件になっていますから、継続的にその支援センターが運営できるのかという課題があります。

こうしたことから、県では、御紹介がありましたように、民間や市町村の取組を支援するサイトの運営をしているわけですが、県としては引き続き、今行っているような形で市町村民間の活動をサポートしていきながら、国の交付金制度をはじめ、新しい制度の活用ができないかということも、併せて注視してまいりたいと考えています。

渡辺(ひ)委員

最後に要望します。今行っているところは国の交付金を活用して3年期限で行っていると、その後に自走することが課題だと言っていますが、こういう事業を全国で34道府県も行っていて、少子化問題は中長期の課題ですよ。他の行政も、交付金がなくなったらその事業をやめるかといったら、恐らくやめないと思います。そういうことをすれば、立上げの費用が交付金で入ってこないかもしれないですが、県として必要な事業として、支援センターの事業まで拡充すべきだと思います。ぜひ御検討願いたいと、要望をさせていただいて、私の質問を終わります。